

公立大学法人財務会計の概要

1 会計基準の原則

企業会計原則(法第33条)

地方独立行政法人会計基準(総務省告示)

地方独立行政法人の特殊性を踏まえた会計基準

<参考> 企業会計と公会計の比較

区 分	企 業 会 計	公 会 計
主 目 的	決算による財産状況・運営状況の開示	予算とその執行状況の開示
認 識 基 準	発生主義 現金収支に限らず、すべての収益・費用を把握・整理	現金主義 現金の収支(歳入・歳出)を基準として把握・整理
記 帳 形 式	複式簿記	単式簿記
長期債務・財産の管理	貸借対照表により資産・負債等のストックの状況を総括的に示し、法人全体の財政状況を表示	債務負担行為、地方債、公有財産(基金や債権も含む。)などについて、個別に管理
統 制 機 能	監事・会計監査人の監査、事業報告などによる事後評価	予算管理により、歳入歳出、長期債務、財産管理を事前統制

2 企業会計原則の例外

公立大学法人の会計は、原則として企業会計原則による(法第33条)こととされているが、公共的な性格を有し、独立採算制を前提としていないこと、法人独自の判断では意思決定が完結しない場合(施設整備など)があること、損益計算上の利益の獲得を制度上、予定していないことなどの特殊性から、下記のような固有の会計処理が定められている(地方独立行政法人会計基準及び同注解)。

区 分	地方独立行政法人会計	企業会計原則
償却資産の減価に係る会計処理	<u>費用(減価償却費)とせず、資産価値の減だけを管理する(特定資産として特定したもの)。</u>	毎年一定額を業務実施のための費用(減価償却費)として、その年々の収益で賄われる。
図書・美術品等に係る資産計上	<u>取得金額にかかわらず、すべて固定資産として財産管理する。(公立大学のみ)</u>	取得金額により資産・非資産に区分する。
退職給付等に係る会計処理	<u>貸借対照表に引当金は計上しない。(運営費交付金により措置される場合)</u>	貸借対照表に引当金を計上する。
運営費交付金・授業料の会計処理	<u>業務の進行(費用化)と連動せず、期間の経過に応じて収益に計上される。</u>	

3 財務諸表

(1) 法定されている書類 < 法34条 1 項 >

貸借対照表

地方独立行政法人の財産状況を明らかにするため、全ての資産、負債及び資本を記載し、住民その他の利害関係者に資産、負債及び資本の状況を正しく表示するもの

損益計算書

地方独立行政法人の運営状況を明らかにするため、全ての費用とこれに対応する全ての収益を記載し、業務の実施のための費用と結果得られた収益の状況を表示するもの

利益の処分又は損失の処理に関する書類

当期末処分利益の処分又は損失の処理の内容を明らかにするもの

附属明細書

貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するもの

< 具体的な内容 >

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細・たな卸資産の明細・有価証券の明細・長期貸付金の明細・長期借入金の明細・引当金の明細・保証債務の明細・資本金及び資本剰余金の明細・積立金等の明細(積立、取崩し)・運営費交付金の明細・地方公共団体等からの財源措置の明細(施設費、補助金等)・役員及び職員の給与の明細・開示すべきセグメント情報・業務費及び一般管理費の明細

(2) 会計基準に定められている書類 < 会計基準第39 >

キャッシュ・フロー計算書

地方独立行政法人の一会計期間における資金の流れを表示するもの

行政サービス実施コスト計算書

行政サービスに対する評価・判断に資するため、地方独立行政法人の業務運営に関し、業務費用、損益計算書に反映されていない減価償却・退職給付や県の出資・無償譲渡等に係る費用など、実質的に行政サービスを供与するためのコストのすべてを集約したもの

4 地方独立行政法人化による変更点(メリット)

用途を特定しない運営費交付金が交付されることにより、予算編成上の裁量が拡大する。

公会計による詳細な予算区分管理が行われなため、予算執行の弾力化を図ることができる。

また、長期契約や契約方法の弾力化などによる節減効果も期待できる。

外部資金獲得のインセンティブが働く制度の創設等により、研究・教育活動の活性化が図られる。